

愛知県外国人介護人材受入促進事業実施要綱

1 趣旨

この要綱は、外国人介護人材受入環境整備及び海外現地での外国人介護人材確保に係る愛知県外国人介護人材受入促進事業について、必要な事項を定めるものとする。

2 事業目的

外国人介護人材定着促進事業及び外国人介護人材獲得強化事業に係る費用の一部を補助することにより、外国人介護人材の県内の介護現場における円滑な就労・定着の促進を図ることを目的とする。

3 補助事業の内容

(1) 外国人介護人材定着促進事業

ア 内容

外国人職員と日本人職員の意思疎通の円滑化、外国人の日本語学習の支援、外国人の記録作業の負担軽減をし、外国人介護人材の介護現場における円滑な就労・定着を促進する目的で、以下の(ア)及び(イ)の取組に必要な経費を補助する。

(ア)外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入支援及び活用促進

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるよう、外国人介護人材の活躍に資するツール等（携帯型翻訳機、多言語対応の介護記録ソフトウェア、e-ラーニングシステムなど）を導入するとともに、導入されたツール等が有効活用されるための研修、勉強会、関連規程の整備などの環境整備を行う。

(イ)その他外国人介護人材が介護現場で働きやすくするための必要な取組

イ 補助対象事業者

外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護保険法（平成9年法律第123号）及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく事業所・施設（以下「介護事業所」という。）を運営する法人

なお、外国人介護人材を受入れる予定の場合は、補助年度3月31日までに雇用しなければならない。

(2) 外国人介護人材獲得強化事業

ア 内容

介護の担い手を確保するため、以下の(ア)から(エ)の取組に必要な経費を補助する。

(ア)送り出し国におけるマーケティング活動等の情報収集

外国人介護人材の確保の取組を効果的に行うため、送り出し国の学校、送り出し機関、政治情勢、生活・文化・風習等の事前調査等を実施する。

(イ)海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化

外国人介護人材を円滑に確保することを目的に、海外現地の学校・送り出し機関等との関係構築・連携強化を図るための訪問活動等を行うとともに、必要となる宣材ツールの作成等を行う。

(㊦) 海外現地での説明会開催等の採用・広報活動

海外の日本語学校等での説明会の開催や現地での求人募集、日本の介護に関する PR、介護施設や介護福祉士養成施設等の情報提供などの広報活動、海外現地での採用・広報活動を実施するための宣材ツールの作成等を行う。

(㊧) その他海外現地における外国人介護人材確保のための取組

イ 補助対象事業者

外国人介護人材を受入れる(予定を含む。)介護事業所、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和 62 年 5 月 26 日法律第 30 号)第 40 条第 2 項第 1 号から 3 号に基づく介護福祉士養成施設又は日本語学校を運営する法人

4 留意事項

(1) 事例の報告

補助事業者は、県が事例収集のために調査等を行う場合は、協力すること。

(2) 補助対象外経費

ア 3(1)において、外国人介護人材の活躍に資するツール等の導入経費の補助を受ける場合、導入後の運営費は本事業の対象外とする。

イ 3(2)において、外国人介護人材を採用する際の職業紹介事業者に支払う手数料は本事業の対象外とする。

(3) 同一の法人等に対する助成

補助事業者が他の都道府県から補助を受ける場合であって、補助の内容が重複する場合は、補助の対象としない。複数の都道府県で介護事業所を運営する法人等が本事業を申請する場合は、適切に按分処理を行う等の対応をすること。

5 その他

この要綱の実施に関し、必要な細則は別に定める。

附 則

この要綱は令和 6 年 8 月 21 日に施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 7 年 6 月 18 日に施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は令和 8 年 7 月 15 日に施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。